

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑬、⑱」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑬、⑱」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑩ 医療、福祉事業の収入	医療サービス		
	医療サービス(入院) 公的医療保険適用	1	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス
	医療サービス(入院) 公的医療保険適用外	2	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス
	医療サービス(外来 (歯科を除く)) 公的医療保険適用	3	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス ※精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含みます。 ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用の医療(歯科を除く。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来 (歯科を除く)) 公的医療保険適用外	4	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス ※臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含みます。 ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用外の医療(歯科を除く。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来 (歯科)) 公的医療保険適用	5	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用の医療(歯科に限る。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来 (歯科)) 公的医療保険適用外	6	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用外の医療(歯科に限る。)を提供するサービスを含みます。
	保健予防活動サービス	7	病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス ※訪問やオンラインにより保健予防活動を行うサービスを含みます。 【内容例示】 ×産後ケアサービス ⇒ 「8 産後ケアサービス」
	産後ケアサービス	8	母子保健法に基づき、出産後一年を経過しない女子及び乳児に、短期間入所、通所又は訪問により、産後ケア(心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助)を行うサービス 【内容例示】 ×保健予防活動サービス ⇒ 「7 保健予防活動サービス」 ×助産サービス ⇒ 「9 助産サービス」 ×保育サービス ⇒ 「18 保育サービス」 ×家事代行サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
	助産サービス	9	助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス 【内容例示】 ×病院及び診療所における正常分娩又は妊婦検診を行うサービス ⇒ 「2 医療サービス(入院)(公的医療保険適用外)」、「4 医療サービス(外来(歯科を除く))(公的医療保険適用外)」 ×病院及び診療所における妊産婦保健指導を行うサービス ⇒ 「7 保健予防活動サービス」 ×産後ケアサービス ⇒ 「8 産後ケアサービス」
	訪問看護サービス 公的医療保険適用	10	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用)を提供するサービス
	訪問看護サービス 公的医療保険適用外	11	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用外)を提供するサービス
	施術サービス 公的医療保険適用	12	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用の医業類似行為である施術を提供するサービス 【内容例示】 ○あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されるもの
施術サービス 公的医療保険適用外	13	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医業類似行為である施術を提供するサービス又は療術を提供するサービス 【内容例示】 ○あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されないもの ○医業類似行為である温泉療法・催眠療法・視力回復・カイロプラクティックのサービス	

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑱、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑱、⑲」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑩ 医療、福祉事業の収入	医療サービス(続き)		
	医療附带サービス	14	歯科技工(歯科医療用の補てつ物・充てん物・矯正装置の作成、修理又は加工)、臓器等バンク、検体検査、医療用器材の滅菌サービス等の医療に附帯するサービス 【内容例示】 × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
	その他の医療に関連するサービス	15	医療サービスのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○ 文書料
	保健衛生サービス	16	水質検査(環境計量証明サービスに含まれるものを除く。)、動物愛護センターにおける動物保護、貯水槽水道の管理の検査などの保健衛生サービス 【内容例示】 × 検体検査サービス ⇒ 「14 医療附带サービス」 × 寝具消毒・乾燥サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 環境計量証明サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当 × 物品消毒、電話機消毒サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑲上記以外のサービス事業の収入」に該当
	社会保険事業サービス	17	社会保険事業団体(健康保険組合、共済組合など)の掛金収入など
	児童福祉サービス		
	保育サービス	18	保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス ※ 保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含みます。 【内容例示】 ○ 保育所・地域型保育事業・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園・認可外保育施設が提供する保育サービス ○ 病児保育サービス × 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園などが、幼児の保育、幼児に対する教育を提供するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩教育、学習支援事業の収入」に該当
	その他の児童福祉サービス	19	放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス 【内容例示】 ○ 乳児院サービス、児童養護施設サービス、養育支援訪問事業、養子縁組支援サービス × 放課後児童健全育成事業、学校・家庭・地域連携協力推進事業等の補助金対象外放課後児童クラブ ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩教育、学習支援事業の収入」に該当
	介護サービス		
	介護サービス 公的介護保険適用	20	公的介護保険が適用される介護サービス 【内容例示】 × サービス付き高齢者向け住宅の賃貸サービス(家賃分のみ) ⇒ 「23 住宅賃貸サービス」 × 福祉用具のレンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩物品賃貸事業の収入」に該当 × 福祉用具の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に該当
介護サービス 公的介護保険適用外	21	公的介護保険が適用されない介護サービス 【内容例示】 × サービス付き高齢者向け住宅の賃貸サービス(家賃分のみ) ⇒ 「23 住宅賃貸サービス」 × 福祉用具のレンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩物品賃貸事業の収入」に該当 × 福祉用具の販売 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」又は「⑤小売の商品販売額」に該当 × 家庭に対する掃除・洗濯・料理などを提供するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当	
その他の社会福祉サービス	22	障害者向けなどのその他の社会福祉サービス 【内容例示】 ○ 社会福祉協議会・共同募金会・善意銀行などが行う社会福祉サービス ○ 社会福祉施設による宿泊サービス	

事業別内訳は、調査票第1面 **11** 欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑱、⑲」に対応しています。
 ※事業別内訳「⑦、⑱、⑲」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑦ 不動産事業の収入	住宅賃貸サービス	23	住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス(旅館業法の許可を受けているもの) ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	非住宅用建物賃貸サービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く)	24	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス (収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス(時間又は日数単位で賃貸するもの)を除く。) 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス(月又は年単位で賃貸するもの) ×スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 注:会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑲上記以外のサービス事業の収入」に該当
	屋外広告スペース提供サービス	25	屋外の広告スペース(看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど)を提供するサービス 【内容例示】 ○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○チラシの設置場所の提供 ○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 ×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑳運輸、郵便事業の収入」に該当
⑱ ⑩ 学術研究、医療、福祉事業の収入 ⑩ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	食料品検査サービス	26	食料品検査サービス 【内容例示】 ○食品衛生法に基づく食品検査 ⇒ 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に含めて回答してください。 ○上記以外の食品検査 ⇒ 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に含めて回答してください。
⑲ 上記事業以外の収入のサービス	各種団体・組合における賦課金・会費収入	27	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス 【内容例示】 ○協同組合の組合員に対する賦課金 ○入会金、会費(会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。) ×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」 ×観光協会の会費 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑳運輸、郵便事業の収入」に該当 ×土地改良区の賦課金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当
	寄付金、補助金、運営費交付金等	28	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入 【内容例示】 ○会社以外の法人の受取利息・配当金収入 注:会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上(収入)金額」に含めませんので、「28 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。